

記入例

別記第2号様式（要領第4関係）

令和 2 年 〇 月 〇 日

東京都知事 殿

記載は油性ボールペンで記載してください。

私立小中学校等に通う児童生徒への経済的支援に関する実証事業に係る申請書

私立の小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減のため、都道府県が実施する当該事業に申請します。

次の3点を確認の上、口に✓を付けてください。
(全ての口に✓がない場合は支援の対象とはなりませんので、必ず御確認下さい。)

- この申請書に**御確認の上、全てにチェックを記載してください。**
- 本事業が予算の範囲内で実施される実証事業であり、所得基準等を満たしている場合であっても支援の対象とならない場合があることを了承します。
- 都道府県が実施する、当該私立小中学校等に通う児童生徒への授業料負担軽減事業の支援金を授業料に充てるとともに、支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

ふりがな	もんか たろう	児童生徒との関係	親権者・未成年後見人・主たる生計維持者 ※該当するものに○ その他 ()
申請者氏名	文科 太郎	申請者住所等	〒 100-8959 東京 都道府県 千代田 市(区) 震が関3-2-2
申請者住所等	〒 100-8959	日中つながる電話番号	(03) 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

【1. 対象となる児童生徒について】

ふりがな	もんか はなこ	生年月日	平成 〇〇 年 〇 月 〇 日	
児童生徒の氏名	文科 花子	学校法人名	学校法人 震が関学園	
在学する学校	学校種	学校名	震が関学園中学校	
	※該当するものに○	小学校・中学校・特別支援学校(小学部)・特別支援学校(中学部)	学年	2 年生
	学校所在地	東京 都道府県 千代田 市(区) 震が関 △-△-△		

通っている学校の所在する都道府県を記載してください。

【2. 対象児童生徒以外に、兄弟姉妹で申請している場合について】

ふりがな	もんか いちろう	申請している都道府県	神奈川県
兄弟姉妹の氏名	文科 一郎		都道府県
兄弟姉妹	当該事業に申請している兄弟姉妹がいる場合は記載してください。 記入欄が足りない場合は、欄外に記載してください。 なお、兄弟姉妹で申請する場合は、それぞれ申請書が必要となりますので、ご注意ください。		都道府県

【3. 保護者等の収入の状況について】

7月7月1日時点の保護者等の状況についてチェックをした上で、該当する全員分の課税証明書を提出してください。
漏れがあると申請を受け付けられない場合がありますので、ご注意ください。

(記入上の留意点)

- ①～④のいずれか該当する□に✓を付けて、⑤及び⑥にも該当する場合は併せて✓を付けた上で、当該保護者等の課税証明書等を全員分提出してください。
- 区市町村が発行する課税証明書に必要所得情報等が記載されておらず、必要な情報が記載された別の証明書が発行された場合は①～④のいずれか該当するものに1つにチェックしてください。

②の場合は、アorイのいずれか該当する方にチェックしてください。

①～④のいずれか該当する者の□に✓を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	親権者（両親）2名分 ・親権者が2名いる場合は①の□に✓を付けてください。 ・ただし、②のアに該当する場合は、控除対象配偶者の課税証明書等の提出は不要です。その場合、①ではなく、②のアの□に✓を付けてください。 ・親権者が2名とも所得がない場合も、 <u>所得金額や所得控除の金額が確認できる書類を提出してください。</u>
②	<input type="checkbox"/>	親権者1名分 ・親権者が1名の場合は、以下ア、イいずれかの□に✓を付けてください。 ア <input checked="" type="checkbox"/> 親権者の1人が控除対象配偶者*であり、3ページの(オ)に5万円を合算しても所得要件を満たす場合 ※合計所得金額が38万円以下。配偶者特別控除の適用を受ける者は含まない。 イ <input type="checkbox"/> 上記ア以外で、親権者が1名しかいない又は家庭の事情によりやむを得ず1名しか提出できない場合
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人 <input type="checkbox"/> 各分（複数選任されている場合は、全員分の課税証明書が必要です。） ・親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合は、③の□に✓を付けてください。 ・未成年後見人が法人又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者の場合は、その者を除きます。
④	<input type="checkbox"/>	児童生徒の生計をその収入により維持している者（キッズ生計維持者）1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合は、③、⑤、⑥にチェックした場合は、その該当する人数も記載してください。

上記のほか、⑤⑥に該当する者がいる場合はそれぞれの□に✓を付けてください。

⑤	<input checked="" type="checkbox"/>	同居の祖父母 <input type="checkbox"/> 1 各分 ・同居の祖父母がいる場合（同居の祖父母が①～④に当たる場合は、その者を除きます。）
⑥	<input type="checkbox"/>	授業料の負担者 <input type="checkbox"/> 各分 ・①～⑤の者と同等又はそれ以上に授業料を負担している者がいる場合（例：別居の祖父母、同居の親族等）

①～⑥に該当する者が一人もない場合は以下の□に✓を付けてください。

⑦	<input type="checkbox"/>	課税証明書等を提出しません。 ・①～⑥に該当するものが一人もない場合は、⑦の□に✓を付けてください。 保護者A～F欄には、①～⑥の中でチェックがある者全員の氏名および児童生徒との続柄を記載してください。 ②アに該当する控除対象配偶者については、「控除対象配偶者」欄に記載してください。
---	--------------------------	---

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び児童生徒との続柄

保護者A	氏名 文科 太郎	児童生徒との続柄 = 父	保護者B	氏名 文科 文江 (支援 文江)	児童生徒との続柄 祖母
保護者C	修正するときは二重線で取り消してください。 修正テープ・修正液は不可です。		保護者D	氏名	児童生徒との続柄
保護者E	氏名	児童	課税証明書に記載のある氏名と現在の氏名が異なっている場合は、氏名の下に括弧書きで課税証明書に記載のある氏名を記載してください。		

課税証明書等の提出を不要とする控除対象配偶者(②のアに該当する者)

控除対象配偶者	氏名 文科 文子	児童生徒との続柄 母
---------	-------------	---------------

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等の収入状況は次のとおりです。

様式B: 日本国外での収入がある場合

1. 保護者等全員（非課税の方も含む。）の課税証明書等に基づき、下表について合計金額まで全ての項目を記入して、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。
2. 課税証明書に損失（マイナス）が計上されている所得がある場合は、その所得は0円として記入してください。
3. 保護者等が課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、「国外収入欄」に○を付けてください。その場合は0円として記入してください。
4. 海外勤務等により、前年1月～12月において課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、その当該者について、以下の表の「国外収入」欄に○を付けた上で、4ページの「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の記載方法を御参照の上、御記載ください。

保護者等	国外収入	所得金額の合計										雑損失の繰越控除(イ)	所得控除合計(ウ)	計(エ) = (ア-イ-ウ)
		給与所得	営業等所得	農業所得	不動産所得	利子所得	配当所得	雑所得	譲渡・一時所得	分離課税の所得	計(ア)			
保護者A	○	2,284,000									2,284,000		1,370,000	914,000
保護者B							300,000				300,000			300,000
保護者C														
保護者D														
保護者E														
保護者F														
合 計											2,584,000	0	1,370,000	1,214,000

4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(2)に基づき、給与所得額を計算して記載してください。

4ページ「課税証明書に含まれない国外での収入がある場合」の(3)の表で計算した控除額の合計金額を記載してください。

上記の他の記載方法は様式Aと同じです。

【チェック】

課税証明書等^{※1}を添付する保護者等全員の所得金額の合計(ア)^{※2}から、雑損失の繰越控除(イ)と所得控除合計(ウ)を差し引いた額(エ)の合計(オ)が140万円未満^{※3}です。課税証明書等(内容が省略されていないもの)を添えて提出します。

※1 市町村が発行する課税証明書等
 (課税証明書に必要な情報が記載されておらず、必要な情報が掲載された別の証明書がある場合は、当該証明書。また、課税証明書に含まれない国外での収入がある場合は、国外での収入を証明する書類)
 ※2 給与所得、営業等所得、農業所得、不動産所得、利子所得、配当所得、雑所得、譲渡・一時所得、分離課税の対象となる所得(山林所得、退職所得及び源泉分離課税の対象となる所得を含む。)の合計
 ※3 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

<課税証明書に含まれない国外での収入がある場合>

※(3)の表に金額を記入した上で、本紙についても申請書と併せて提出してください。

様式B: 日本国外での収入がある場合

課税証明書に含まれない国外での収入がある場合、この収入の言語の場合や日本円以外の通貨単位の場合は、簡単な日本語で記載してください。

(2) 「給与所得」の記載方法について

当該者の「国外での収入」を給与収入とみなし、当該収入が日本円以外の通貨単位の場合は、申請時点の為替レートで換算し、給与収入として記載してください。

【給与所得控除の簡便な算出方法】

給与等の収入金額	給与所得控除相当額の計算式
1,625,000円以下	650,000円
1,625,000円超 1,800,000円以下	収入金額×40%
1,800,000円超 3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円超 6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円

(例) 国外での収入額: 3,520,000円(日本円換算)の場合

① 給与所得控除額を求める

左表の計算式に当てはめて、

$$3,520,000 \times 30\% + 180,000 = 1,236,000 \text{円 (給与所得控除相当額)}$$

② 給与所得額を求める

給与収入相当額から給与所得控除相当額を差し引く

$$3,520,000 - 1,236,000 = 2,284,000 \text{円 (給与所得相当額)} \Rightarrow \text{P3の「給与所得」欄に記載}$$

国外での収入がある者が複数いる場合は、(3)の表は人数分提出してください。

また、国外での収入がある場合は、給与所得控除相当額を添付してください。

(3) 「所得控除合計(ウ)」の記載方法について

当該収入が日本で課税されたと仮定した場合に、適用を受けられると考えられる基礎控除及び扶養控除などの控除額を算出し、日本にいる配偶者に扶養控除などの人的控除が適用されている場合には、海外での収入がある当該者の収入から控除額を差し引いた金額を記載してください。

父親が課税証明書に含まれない国外での収入を得ている場合の例

【世帯構成】 父、母、姉、対象児童が1月2日に日本に戻り、祖母と同居を始めたことと仮定

父: 国外での収入あり(国内での収入はなし)

母: 43歳、収入なし

姉(1人): 18歳(父の扶養)

対象児童生徒: 13歳(中学1年生、16歳未満のため扶養控除の適用対象外)

祖母(1人): 72歳、(父の扶養、同居している)

(留意点)
・実際には所得税
・こちらの簡便な
所得控除相当額
3,199円以内で

	対象者(※年齢は前年12月31日現在)	控除適用者 <small>※児童生徒との続柄を記入</small>	人数(A)	控除額(B)	合計(C) =(A)×(B)	本人の所得要件
基礎控除	本人	父	1	330,000	330,000	—
配偶者控除	生計を一にし、かつ、 <u>合計所得が38万円以下</u> である配偶者(控除対象配偶者)を有する者					—
控除対象配偶者	年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	母	1	330,000※1	330,000	年間所得900万円以下
老人控除対象配偶者	年齢が70歳以上の控除対象配偶者を有する者			380,000※1		年間所得900万円以下
配偶者特別控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円を超え123万円以下である配偶者を有する者			※1,2		年間所得900万円以下
扶養控除	生計を一にし、かつ、合計所得金額が38万円以下である親族等(扶養親族)を有する者					—
一般の扶養親族	年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	姉	1	330,000	330,000	—
特定扶養親族	年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者			450,000		—
老人扶養親族	年齢が70歳以上の扶養親族を有する者	祖母	1	380,000	380,000	—
(同居親族等加算)	直系尊属である老人扶養親族と同居を常況としている者			70,000		—
障害者控除	①障害者である者 ②障害者である控除対象配偶者又は扶養親族を有する者			260,000		—
(特別障害者控除)	①特別障害者である者 ②特別障害者である					—
(同居特別障害者控除)	特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族					—
寡婦控除	①夫と死別した者 ②夫と死別又は夫と離婚					①の場合 年間所得500万円以下
(特別寡婦控除加算)	寡婦で、扶養親族である子を有する者					年間所得500万円以下
寡夫控除	妻と死別又は離婚をして扶養親族である子を有					年間所得500万円以下
勤労学生控除	本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者			260,000		年間所得65万円以下かつ給与所得等以外が10万円以下
合計					1,370,000	—この金額を、3ページ「所得控除合計(ウ)」欄に記入

年齢が70歳以上の扶養親族(例: 祖母等)がいる場合は、老人扶養親族の欄に記載してください。

※令和元年12月31日現在において、祖母と同居を常況としていた場合は、控除額に加算が付きまますので、同居親族等加算の欄にも、該当する控除適用者、人数、合計(C)を記載してください。

(例) 祖母(70歳以上の扶養親族)がおり、令和元年12月31日現在において、同居を常況としていた場合
老人扶養親族・・・祖母、1人、380,000円
(同居親族等加算)・・・祖母、1人、70,000円

※1 配偶者控除、配偶者特別控除は、本人の年間所得が900万円超～1000万円以下の場合には控除額が変わりますので、別途御確認ください。1000万円超の場合は、いずれの控除も適用されません。

※2 配偶者特別控除額(本人の年間所得900万円以下の場合)については以下の表から当てはめて計算してください。なお、配偶者控除と配偶者特別控除の両方を適用することはできません。

配偶者の合計所得	380,001円 ～900,000円	900,001円 ～950,000円	950,001円 ～1,000,000円	1,000,001円 ～1,050,000円	1,050,001円 ～1,100,000円	1,100,001円 ～1,150,000円	1,150,001円 ～1,200,000円	1,200,001円 ～1,230,000円	1,230,000円超
配偶者特別控除額	330,000円	310,000円	260,000円	210,000円	160,000円	110,000円	60,000円	30,000円	0円(控除なし)

【4. 保護者等の資産の状況について】

2ページの保護者A～Fまでに記入した保護者等及び控除対象配偶者の資産の状況については次のとおりです。

(記入上の留意点)

1. 下表について合計金額まで全ての項目を記入し、【チェック】の内容をよく確認した上で、□に✓を付けてください。併せて、通帳の写し等の確認書類を添付してください。

生活保護を受給しており、生活保護受給証明書を提出して
確認書類の提出を省略する場合は、この欄に○を付けてください。

(申請書2ページ②アに該当する方)についても、資産要件の確認対象となりますので、記載してください。
の全てを合算して記載し、通帳の写し等を添付してください。

4. 申請日の直近で生活保護を受給している場合は、受給の事実及び受給者が分かる公的書類(生活保護受給証明書)を提出することにより、すべての資産について確認書類を省略することも可能です。その場合は、下表の「生活保護受給証明」欄に○を付けた上で、(あ)～(お)について自己申告で記入してください。

保護者等	受生活保護証明	預貯金額(あ)	有価証券等(換算評価額)(い)	現金(う)	負債(え)	計(お)=(あ)+(い)+(う)-(え)
A保護者	○	5,570,000 円	40,000 円	円	1,500,000 円	4,110,000 円
B保護者	○	1,560,000 円	円	60,000 円	円	1,620,000 円
C保護者	○	通帳が2つ以上ある方の場合は、すべて合計した金額を記載してください。 例：Aさんが通帳を2つ所持している場合(3,750,000円+1,820,000円=5,570,000円)				
D保護者	○	円	3,750,000 円	1,820,000 円	円	円
E保護者	○	円	普通預金通帳 〇〇銀行	普通預金通帳 △△銀行	円	円
F保護者	○	円	円	円	円	円
控除対象配偶者	○	220,000 円	円	9,000 円	円	229,000 円
合計		7,350,000 円	40,000 円	69,000 円	1,500,000 円	5,959,000 円

控除対象配偶者(2ページの②アに該当する者)については、「控除対象配偶者」欄に資産の状況を記載してください。

(あ)～(お)について、保護者A～F及び控除対象配偶者までの合計金額を計算して記載してください。

【チェック】 確認の上、必ずチェックしてください。

✓ 預貯金、有価証券、貴金属、投資信託、タンス預金、負債の合計が600万円以下です。これらが確認できる通帳等の写し又は生活保護受給証明書(申請日の直近のもの)を提出します。

600万円以下なので、資産要件を満たします。

資産	表の記入欄	確認書類(ウェブサイトの写しも可)
預貯金(普通・定期)	(あ)	通帳の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)又は残高証明書
有価証券(株式・国債・地方債・社債など)	(い)	証券会社や銀行の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)又は残高証明書
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる金属	(い)	購入先の銀行等の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)又は残高証明書
投資信託	(い)	銀行、信託銀行、証券会社等の口座の写し(口座名義、残高とその日付が確認できるページ)又は残高証明書
自宅等で保管した現金		自己申告(確認書類は不要)
負債(借入金等)		借入証明書や借用証書等の写し

これらの根拠書類を提出することが必要です。
ただし、自宅等で保管している現金については、自己申告となりますので根拠書類は不要です。
また、生活保護受給証明書を提出する場合は、すべての資産の確認書類は不要です。

見本

市区町村民税課税証明書

(A) - (B) = (C)が申請書3ページの表の計(エ)に該当します。全員分を合算した計(オ)が140万円(※)未満であれば、所得基準は満たすことになります。(記載例の場合、「保護者等」に該当する者がこの方の場合もしくは、他の方の計(エ)の金額が0円であれば、3,980,000 - 2,635,500 = 1,344,500(計(エ)) = 計(オ)となるので所得基準は満たします。)

※ 親権者が寡婦控除の適用がある場合は143万円未満、寡夫控除の適用がある場合は147万円未満

納税義務者

総所得純損失、繰越損失など表記が異なる場合や、「繰越控除額」とまとめて記載されている場合があります。雑損失の繰越控除を適用するためには、確定申告を行う必要があるため、雑損失の繰越控除があると見込まれる場合には、確定申告書の控え(税務署受付印のあるもの(確定申告を電子申請で行った場合には、電子申告の受信通知))で御確認ください。

※ 雑損失とは、自身の資産について災害や盗難などによって損害を受けた場合に、その損失の一部を所得から差し引くことができる所得控除のことです。

※ 損失の繰越控除とは、本年分の損失を控除しきれないときに、翌年以降にその損失を繰り越して翌年以降の所得から控除することができる制度です。

年度

令和 年度
(令和 年分所得)

収入金額	所得割額	均等割額	年税額
給与 4,800,000円	市民税 円	円	
公的年金等 0円	都民税 円	円	

所得の金額の内訳	本人該当	扶養該当	所得控除額	課税標準額
総所得 2,830,000円	特別障害者 控対配 1人	雑損 0円	総所得 円	
内給与 3,300,000円	3,300,000円(給与所得)	医療費 350,000円	土地等事業雑 円	
営業等所得 0円	0円(営業等所得)	社会保険料 720,000円	分離短期譲渡 円	
農業所得 320,000円	320,000円(農業所得)	小企共済掛金 570,000円	分離長期譲渡 円	
不動産所得 -1,030,000円	0円(不動産所得)	生命保険料 0円	※2 利子所得 円	
利子所得 0円	0円(利子所得)	寄附金 0円	株式等の譲渡 円	
配当所得 0円	0円(配当所得)	地震保険料 5,500円	上場株式配当 円	
雑所得 0円	0円(雑所得)	障害者特別 0円	先物取引所得 円	
譲渡・一時所得 0円	0円(譲渡・一時所得)	配偶者特別 0円	山林所得 円	
先物取引所得 0円	0円(分離課税の所得)	配偶扶養 660,000円	退職所得 円	
株式等の譲渡 510,000円	510,000円(分離課税の所得)	基礎 330,000円		
上場株式配当 0円	0円(分離課税の所得)	所得控除合計 2,635,500円		

雑損失繰越控除(損失)	150,000円	-150,000円(雑損失の繰越控除)
純損失繰越控除(損失)	34,000円	0円
株式譲渡繰越控除(損失)	3,000円	0円
先物取引繰越控除(損失)	12,000円	0円
居住用譲渡損失	71,000円	0円
		+
		3,980,000円

その他の事項

○給与所得以外の所得がある場合は、以下の計算方法による合計額(A)を計算してください。

- ・不動産所得のように損失(マイナス計上)となっているものや雑損失以外の繰越控除(損失)については0円とみなし、合計してください。
- ・雑損失の繰越控除(損失)については差し引いてください(0円とみなさない)。
- ・所得の区分については、先物取引所得、株式等の譲渡、上場株式等に係る配当の他に、山林所得、退職所得等が「分離課税の所得」に含まれます。

○所得控除額計(B)はこの欄の金額を確認。

- ・(B)のような合計が記載されていない課税証明書もありますので、その場合は※1の金額すべてを合計してください。

基礎控除及び所得控除合計の記載がない課税証明書もありますので、当該2つの記載がない場合には、※2に基礎控除分33万円も合算してください。
2,305,500(※2) + 330,000 = 2,635,500(B)

市区町村(長)名 公印